

島根県報

第一、三八八号

平成十四年七月二十六日
(金曜日)

びに第百十八条の規定に基づき、平成十四年度第四次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

平成十四年七月二十六日

島根県知事 澄田信義

一 採用する自衛官

- (一) 男子 二等陸士・二等海士・二等空士
- (二) 女子 二等陸士・二等海士・二等空士

二 募集期間

(一) 男子

平成十四年九月十三日(金)まで

(二) 女子

平成十四年八月五日(月)から平成十四年九月六日(金)まで

三 試験期日

(一) 男子

平成十四年九月十八日(水)・十九日(木)・二十日(金)

(二) 女子

平成十四年九月二十五日(水)

四 試験場の位置及び名称

(ア) 出雲会場(九月十八日・十九日)

出雲市松寄下町一一四二の一

陸上自衛隊出雲駐屯地(電話〇八五三(一一)一〇四五)

(イ) 浜田会場(九月二十日)

浜田市片庭町二五四

浜田合同庁舎(電話〇八五五(一九)五五〇五)

(二) 女子

出雲市松寄下町一一四二の一

陸上自衛隊出雲駐屯地(電話〇八五三(一一)一〇四五)

島根県告示第六百八十三号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第一百十四条及び第一百十七条第一項並

採用予定日

告示

平成十四年度第四次自衛官募集	(消防防災課)	一
生活保護法の規定による介護機関の指定(一件)	(長寿社会課)	一
地方増進地域の指定の解除	(生産指導課)	二
土地改良区の役員の住所の変更	(農村整備課)	三
道路の位置の指定	(建築住宅課)	三

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(高齢者福祉課)	三
都市計画決定の図書の縦覧	(都市計画課)	四
電子デバイス用電子顕微鏡の調達に係る一般競争入札の落札者等	(企業振興課)	四
島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部を改正する規則		四

人委規則

公 告

特定調達公告	(都市計画課)	四
	(高齢者福祉課)	三

都市計画課	四
(高齢者福祉課)	三
(建築住宅課)	三
(農村整備課)	二

四 試験場の位置及び名称

(一) 男子

平成十四年九月十八日(水)・十九日(木)・二十日(金)

(二) 女子

平成十四年九月二十五日(水)

男女共通

平成十五年三月下旬から四月上旬

六 その他

(一) 応募資格

男女共通

日本国籍を有し、採用予定月の一日現在十八歳以上三十七歳未満の者

(二) 試験科目

ア 筆記試験（国語・数学・社会・作文）

イ 口述試験

ウ 適性検査

エ 身体検査

(三) この試験に関する問い合わせは、自衛隊島根地方連絡部（松江市学園一の一の一四電話〇八五二（二二）〇〇一五）に連絡すること。

島根県告示第六百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者 名 称	主たる事務所の所在地	実施する事業		訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大東町外9ヶ町村雲南病院組合	大原郡大東町大字飯田九六一 一	短期入所療養介護	公立雲南総合病院	大原郡大東町大字飯田九六一 一	鹿足郡六日市町七日市九四 二一五	平成十四年四月一日
六日市町社会福祉協議会	鹿足郡六日市町六日市五八〇 番地四	通所介護	七日市デイサービスセンター	大原郡大東町大字飯田九六一 一	鹿足郡六日市町七日市九四 二一五	平成十四年六月一日

り告示する。

その関係図面は、島根県農林水産部生産指導課において縦覧に供する。

平成十四年七月二十六日

島根県告示第六百八十六号

地方増進法（昭和五十九年法律第三十四号）第四条第一項の規定に基づき指定した地力増進地域を次のとおり解除したので、同条第四項において準用する同条第三項の規定によ

法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年七月二十六日

島根県知事 澄田信義

介護機関の名称	実施する施設	所 在 地	指 定 年 月 日
公立雲南総合病院	介護療養型医療 施設	大原郡大東町大字 飯田九六一	平成十四年四月一日

島根県告示第六百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年七月二十六日

島根県知事 澄田信義

市町村名 横田町	地域名 三井野原	指定を解除する地力増進地域 三井野原（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）に規定する農用地区域内現況畠に限る。）
-------------	-------------	---

島根県告示第六百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員の住所の変更の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十四年七月二十六日

島根県知事 澄田信義

玉湯町土地改良区

住所を変更した役員の氏名及び住所

監事の別	理 事	渡 部 吉 郎	住 所
変 更 前			八束郡玉湯町大字湯町八九〇番地
変 更 後			八束郡玉湯町大字湯町一九八三番地

島根県知事 澄田信義

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第一項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年七月二十六日

島根県知事 澄田信義

公 告

- 四・一五メートル
- 三 道路の延長
- 四八・一四メートル
- 四 位置標示方法
- 別紙図面図示位置に、道路側溝及び地先境界ブロックを設置して標示する。
- 五 指定の年月日及び番号
- 平成十四年七月十六日第三号
- 備考
- 別紙図面は、隱岐支庁土木建築局及び西郷町役場に備えて一般の縦覧に供する。

一 申請のあつた年月日
平成十四年七月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 久城伝承文化顕彰会

三 代表者の氏名
齋藤 文人

四 主たる事務所の所在地
島根県益田市久城町一〇四九番地

五 定款に記載された目的
この法人は、久城地域を中心とした福祉相互扶助、生活文化、伝承文化、古墳（国史跡）周辺整備、地域活性化に寄与するボランティア活動を、会員の主体的実践行動で示し、よき伝承文化の継承を目的とする。

島根県知事 澄田信義

- 一 道路の位置
隱岐郡西郷町大字岬町字岬壱八五参番四五参
- 二 道路の幅員

島根県報

ることができる。

附則

この規則は平成十四年七月二十六日から施行する。

平成14年 7月26日

島根県報

第1,388号 (6)

平成十四年七月二十六日発行

発行者

島

根

県

印發行所

松江市学園南町

松島陽根印刷所

定価一箇月
金一千四百二十円

(送料共)

毎週火・金曜日発行